

1 女性活躍推進法第19条第6項に基づく取組の実施状況の公表

【実施状況】

(1) 男性職員の育児に関する休暇の取得率

	目標	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
出産支援休暇	40%	9.1%	55.6%	28.6%	50.0%
育児参加休暇	40%	18.2%	44.4%	35.7%	70.0%

(2) 男女別の育児休業取得率

	目標	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
男性	20%	9.1%	11.1%	57.1%	50.0%
女性	100%	100%	100%	95.5%	100%

(3) 休暇取得の促進

	目標	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年度 ※
年次有給休暇 取得日数	12日	8.5日	10.4日	10.9日	14.9日

※令和4年度に年次有給休暇付与日を1月付与から4月付与に変更した。このため、令和4年度内に使用できる休暇日数が一時的に増加している。

【取組状況】

(1) 各種制度の周知

- ・出産・育児支援ハンドブックを作成し、採用時オリエンテーションの際に配布するとともに院内ポータルサイトに掲載し周知した。
- ・引き続き、配偶者が出産予定である男性職員に対して、育児に関する制度について個別に説明した。

(2) 時間外勤務の縮減

- ・時間外勤務が多い職員について、引き続き幹部会議で毎月報告し、所属長に時間外縮減の措置を講じるよう依頼した。
- ・三六協定の遵守について、引き続き院内掲示板で周知した。

(3) 年次有給休暇の取得促進

- ・任用形態により異なっていた年次有給休暇付与日を4月に統一し、所属長による取得状況及び取得義務日数の把握が容易になるよう整備した。
- ・年5日の年次有給休暇取得義務の遵守に向けて、引き続き所属長及び対象職員に定期的に取得状況を報告し、取得促進を図った。

2 女性活躍推進法第 21 条に基づく女性の職業選択に資する数値の公表

(1) 採用した職員に占める女性職員の割合

	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
採用者	73.6%	73.2%	66.0%	74.7%

(2) 職員に占める女性職員の割合（各年度 4 月 1 日現在）

	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
職員	75.0%	74.9%	74.8%	74.7%

(3) 男女の平均勤続年数（各年度 4 月 1 日現在）

	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
男性	11.5 年	11.2 年	11.1 年	11.0 年
女性	11.7 年	11.8 年	12.1 年	12.3 年
全体	11.7 年	11.6 年	11.9 年	12.0 年

(4) 職員の職層別女性職員の割合（各年度 4 月 1 日現在）

	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
係長級職	71.1%	69.2%	72.2%	65.4%
課長級職	40.0%	43.7%	38.0%	38.0%
部長級職以上	9.3%	15.6%	15.9%	18.2%

※管理職的地位：課長級、部長級

(5) 男性職員の配偶者の出産支援休暇及び育児参加休暇の取得率

	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
出産支援休暇	9.1%	55.6%	28.6%	50.0%
育児参加休暇	18.2%	44.4%	35.7%	70.0%

(6) 男女別の育児休業取得率

	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
男性	9.1%	11.1%	57.1%	50.0%
女性	100%	100%	95.5%	100%